

都市整備局（入札及び契約等に関する補助業務）会計年度任用職員要綱

制定 令和2年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、都市整備局（入札及び契約等に関する補助業務）会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- （1）筆記試験
- （2）口述試験

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（勤務時間等）

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次の各号の通りとする。

（1）勤務日数

1 日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

（2）勤務時間

午前9時15分～午後5時30分までの週30時間

（3）休憩時間

午後0時15分～午後1時00分までの45分

（4）休日

ア 木曜日、土曜日、日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）（ア及びイに掲げる日を除く。）

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、勤務時間、休憩時間及び休日を別に定めることができる。

3 前項の場合、勤務時間の終期は、午後10時を超える時刻としないものとする。

4 所属長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

5 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定するものとする。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に指定することができないときは、当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の21日後までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。
- 3 都市整備局入札契約等補助業務非常勤嘱託職員要綱（平成25年1月15日制定）は廃止する。